

平成26年12月5日 開 会

平成26年12月15日 閉 会

平成26年12月 定例会

# 川南町議会会議録

川南町議会事務局

平成26年第7回(12月)川南町議会定例会会期表〔11日間〕

目次	月日	曜	摘要
第1日	12月5日	金	開会 本会議(議案上程・提案理由説明)
第2日	12月6日	土	休会
第3日	12月7日	日	休会
第4日	12月8日	月	議案熟読
第5日	12月9日	火	本会議(一般質問:5人)
第6日	12月10日	水	本会議(議案質疑・委員会付託) 委員会
第7日	12月11日	木	委員会
第8日	12月12日	金	委員会
第9日	12月13日	土	休会
第10日	12月14日	日	休会
第11日	12月15日	月	本会議(委員長報告・討論・採決) 閉会

# 目 次

告 示	1
応招議員・不応招議員	1

## 第1号 ( 12月5日 )

本日の会議に付した事件	2
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	3
開 会	5
諸般の報告・会期の決定について・会議録署名議員の指名	5
報告第10号 (専決処分の報告について)	5
議案上程・提案理由説明(議案第62号～第65号)	7
議案上程・提案理由説明(議案第66号・第67号)	8
議案上程・提案理由説明(議案第68号・第69号)	9
議案上程・提案理由説明(議案第70号～第72号)	10
議案上程・提案理由説明(議案第73号・第74号)	11
議案上程・提案理由説明(議案第75号・第76号)	12
議案上程・提案理由説明(議案第77号～第79号)	13
議案上程・提案理由説明(報告第 2号)	16
閉 会	16

## 第2号 ( 12月9日 )

本日の会議に付した事件	17
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	18
開 会	19
一般質問	19
1 中 津 克 司	19
2 米 山 知 子	26
3 川 上 昇	37
4 内 藤 逸 子	41
5 児 玉 助 壽	49
閉 会	57

第3号 ( 12月10日 )

本日の会議に付した事件	58
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	59
開 会	60
議案質疑・委員会付託(議案第 62号～第65号)	60
議案質疑・委員会付託(議案第 66号～第69号)	63
議案質疑・委員会付託(議案第 70号～第72号)	65
議案質疑・委員会付託(議案第73号)	66
議案質疑・委員会付託(議案第74号)	68
議案質疑・委員会付託(議案第75号)	69
議案質疑・委員会付託(議案第76号)	71
議案質疑・委員会付託(議案第77号～第78号)	72
議案質疑・委員会付託(議案第79号)	75
閉 会	84

第4号 ( 12月15日 )

本日の会議に付した事件	85
出席議員・欠席議員・事務局出席者・説明員	87
開 会	88
委員長報告・討論・採決(議案第 62号～第65号)	88
委員長報告・討論・採決(議案第 66号・第67号)	89
委員長報告・討論・採決(議案第 68号・第69号)	91
委員長報告・討論・採決(議案第 70号～第72号)	92
委員長報告・討論・採決(議案第 73号)	94
委員長報告・討論・採決(議案第 74号)	95
委員長報告・討論・採決(議案第 75号・第76号)	96
委員長報告・討論・採決(議案第 77号・第78号)	97
委員長報告・討論・採決(議案第 79号)	98
同意第 2号(教育委員会委員の任命について)	100
発議第 4号(提案理由・質疑・討論・採決)	101
山下 壽君の議員辞職の件について	102
議員派遣の件について	103
議員派遣の件について	103
閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件	103
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	103
閉 会	103

川南町告示第138号

平成26年第7回 川南町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年12月2日

川南町長 日 高 昭 彦

- 1 期日 平成26年12月5日
- 2 場所 川南町議会議事堂

---

○ 応招議員(13名)

1番	中 津 克 司 君	2番	河 野 幸 夫 君
3番	濱 本 義 則 君	4番	川 上 昇 君
5番	林 光 政 君	6番	川 越 忠 明 君
7番	内 藤 逸 子 君	8番	児 玉 助 壽 君
9番	米 山 知 子 君	10番	税 田 榮 君
11番	山 下 壽 君	12番	徳 弘 美 津 子 君
13番	竹 本 修 君		

○ 不応招議員(なし)

平成26年第7回(12月)川南町議会定例会議録(初日)

平成26年12月5日(金曜日)

---

本日の会議に付した事件

平成26年12月5日 午前9時00分開会

- 日程第1 諸般の報告について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 会議録署名議員の指名について(中津克司・河野幸夫)
- 日程第4 報告第10号 専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償額の決定)
- 日程第5 議案第62号 西都児湯公平委員会の共同設置について
- 日程第6 議案第63号 西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について
- 日程第7 議案第64号 西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について
- 日程第8 議案第65号 川南町行政委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理について
- 日程第9 議案第66号 川南町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めるについて
- 日程第10 議案第67号 川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正等について
- 日程第11 議案第68号 川南町男女共同参画社会形成促進条例を定めるについて
- 日程第12 議案第69号 川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第70号 川南町別館条例を定めるについて
- 日程第14 議案第71号 川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第15 議案第72号 川南町公民館条例の一部改正について
- 日程第16 議案第73号 川南町次代を担う人づくり基金条例を定めるについて

- |       |         |                                       |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第17 | 議案第 74号 | 川南町保育の必要性の認定に関する条例を定めるについて            |
| 日程第18 | 議案第 75号 | 川南町行政手続条例の一部改正について                    |
| 日程第19 | 議案第 76号 | 川南町国民健康保険条例の一部改正について                  |
| 日程第20 | 議案第 77号 | 平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事請負変更契約の締結について |
| 日程第21 | 議案第 78号 | 平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修電気設備工事請負変更契約の締結について |
| 日程第22 | 議案第 79号 | 平成26年度川南町一般会計補正予算(第7号)                |
| 日程第23 | 同意第 2号  | 教育委員会委員の任命について                        |

出席議員(13名)

1番 中津 克司 君	2番 河野 幸夫 君
3番 濱本 義則 君	4番 川上 昇 君
5番 林 光政 君	6番 川越 忠明 君
7番 内藤 逸子 君	8番 児玉 助壽 君
9番 米山 知子 君	10番 税田 榮 君
11番 山下 壽 君	12番 徳弘 美津子 君
13番 竹本 修 君	

欠席議員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 吉田 喜久吉 君 書記 山本 博 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町 長	日高 昭彦 君	副町長	山村 晴雄 君
教育長	木村 誠 君	会計管理者・ 会計課長	橋本 正夫 君
総務課長	諸橋 司 君	まちづくり課長	永友 尚登 君
産業推進課長	押川 義光 君	農地課長	新倉 好雄 君
建設課長	村井 俊文 君	環境水道課長	大山 幸男 君
町民健康課長	三角 博志 君	教育課長	米田 政彦 君
福祉課長	篠原 浩 君	税務課長	杉尾 英敏 君
代表監査委員	中村 守 君		

---



午前9時00分開議

○議長(竹本 修君) おはようございます。ただ今から平成26年、第7回川南町議会定例会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1 「諸般の報告」を行います。

前回の議会から本日までの主な事柄については、お手元にお配りした別紙のとおりであります。

なお、……。暫時休憩します。

午前9時01分休憩

.....

午前9時02分再開

休憩前に引き続き会議を続行します。

例月出納検査の結果についての報告は、お手元に配布してあるとおりであります。

以上で報告を終わります。

日程第2 「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から15日までの11日間にしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から15日までの11日間に決定しました。

日程第3 「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、中津克司君及び河野幸夫君を指名します。

日程第4 報告第10号 「専決処分の報告について(和解及び損害賠償額の決定)」を議題とします。朗読は省略します。本件について、提出者の報告を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 報告第10号は、町職員が業務において公用車を運転中、町内の方の自家用車と衝突した事故による損害賠償額の決定及び和解契約の締結について、緊急を要し、専決処分いたしましたので、報告するものでございます。

○議長(竹本 修君) ただいまの報告に対する、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員(児玉 助壽君) 専決第7号についてであります。ずっと以前、落選する前2期8年議員をしてるちゃけんどんよ。和解の損害賠償の事件が多いちゃけんどんよ。今回議員になって5、6回あったと思うちゃけんどん。以前は、表に出さんで処理しよったのか。そこ辺は、どうなってるんですか。

○総務課長(諸橋 司君) 児玉議員の御質問にお答えをいたします。

損害賠償の専決処分につきましては、平成24年度から議会の方に報告するようになって

おります。それ以前は、報告はしておりません。

以上です。

○議員(児玉 助壽君) それにしても、この前も損害賠償は自動車事故やったと思うとやけんど、たぶん1年経つとらんと思うとやけんど。自動車事故の件があったけんど。道路関係とか水道関係は、損害賠償事件の関係は老朽化して、そういう事故も起きる可能性は否定でけんけんどんよ。車の事故に関しては、ちよいとこれは、1年以内に2件と思うとやけんど、職員の危機管理が薄いとやねえね。

○総務課長(諸橋 司君) 児玉議員がおっしゃるとおりだと思います。職員に対しては、機会あるごとに交通安全の法律順守等訴えてきております。先日の12月2日、全職員を対象にした交通安全教室を開いたところでございます。

今後このような専決処分の報告がないように努めたいと思います。以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(米山 知子君) 今と同じ議題についてですが、事故の状況で、ここは公用車と相手方の自家用車が衝突したものであるということなんですが、もうちょっと詳しくどういう事故だったのか。

それと今の答弁では、平成24年度から議会に報告するようになったということで、当然それ以前にはあったけれども報告しなかったので、私達には気が付かなかった。知り得なかったということなんだろうと思いますが、以前に比べてこういう事故というのが増えているのか、あまり変わらないのか、減ってきているのか。そこ辺が今の児玉議員の質問の職員の意識というような問題も出てくるかと思いますが、その2点について説明をお願いいたします。

○総務課長(諸橋 司君) この報告第10号につきましては、現場が護国神社のT字路、竹乃屋と中村おもちゃ屋さんの中から護国神社に行く町道、それから東西の町道、T字路で10月1日の日に事故が発生しております。公用車の方も軽自動車、相手方も軽自動車で責任の度合いが町職員の方が4、相手方が6ということとなっております。

それから、事故の件数につきましては24年度分からは、私が報告をしておりますけども、数としてはそんなに減っている状況じゃないのかなと、更に職員を指導しなくてはいけないんじゃないかなという考えでおります。以上です。

(「はい。わかりました。」という声あり)

○議長(竹本 修君) ほかに質疑ありませんか。

○議員(川上 昇君) 私の視点がずれていたらお詫びしないといけないんですが、損害賠償金ということで18万7754円なんですけども。通常事故がおきましたら、当然人身事故かなということも考えられるんですが、一般的には、例えばいわゆる任意保険、こちらの方で対処するというようなことがあろうかと思いますが、明らかに18万いくらの損害賠償、実費が生じているというのは保険の関係とどのようになっているのかお伺いいたします。

○総務課長(諸橋 司君) 川上議員の御質問にお答えいたします。損害賠償金につきましては、全額保険が適用されます。これは、相手方に対する賠償金なのですが、町の公用車の修理にかかる費用についても保険の対応となります。以上です。

○議員(川上 昇君) 保険の対応ということで、私にもわかに頭が働かないんですが、この実費が生じるということは、保険をまるまる出さなくてこれだけ実費で負担しないといけないということなんですかね。

○総務課長(諸橋 司君) 町の持ちだしが全くないということで御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長(竹本 修君) ほかに質疑はありませんか。これで質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

日程第5 議案第62号 「西都児湯公平委員会の共同設置について」

日程第6 議案第63号 「西都児湯固定資産評価審査委員会の共同設置について」

日程第7 議案第64号 「西都児湯情報公開・個人情報保護審査会の共同設置について」

日程第8 議案第65号 「川南町行政委員会等の共同設置に伴う関係条例の整理について」

以上、4議案を一括議題とします。

朗読は省略します本、4議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第62号から議案第65号までにつきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

本町の行政改革は、第1次から第4次行政改革大綱により、事務事業の合理化、財政健全化、組織の見直しなどに取組み、一定の成果を得てきました。

しかしながら、人口減少・少子高齢化、地方分権の進展、高度情報化社会の到来、住民ニーズの多様化など地方自治体を取り巻く環境は、急激に変化し、これに対応するため、更なる行政改革が求められています。第5次川南町行政改革大綱には、推進項目の一つとして「広域行政、共同事業の推進」を掲げ、各種協議会や一部事務組合などの広域行政について、関係自治体と協議し、共同事業の推進に努めるとしてあります。

この方針に基づき平成25年1月から約2年間にわたり西都児湯地域における事務の広域化について話し合いを進め、議案第62号の公平委員会、議案第63号の固定資産評価審査委員会及び議案第64号の情報公開・個人情報保護審査会の事務を共同化することで合意したため、それぞれの機関の規約を定め、当該自治体と協議するため議会の議決を求めるものでございます。

また、議案第65号は、議案第62号から議案第64号までの3つの機関の事務の共同化に伴い、それぞれの機関に関わる条例を整備するため、関係条例を廃止又は一部改正し、事務の共同化に対応するものでございます。

以上4議案、補足説明のある議案につきましては総務課長に補足説明をさせますので、

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○総務課長(諸橋 司君) 議案第62号、議案第63号及び議案第64号につきまして、その補足説明を申し上げます。

これら議案は、地方分権の進展に伴う権限委譲、住民ニーズの増大に対応していくため、厳しい財政状況を抱えて行財政改革を断行する中、効率的な行財政運営を図るため西都児湯1市5町1村で「事務の共同・連携」について協議をしてまいりました。

平成25年1月に児湯地区市町村連携第1回ワーキング会議を行い、平成26年3月まで13回のワーキング会議を開き検討してまいりました。

ワーキング会議での検討の結果、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査する公平委員会、中立的・専門的な立場から固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服の審査をする固定資産評価審査委員会、情報公開及び個人情報保護に関し請求人からの不服申立の提出等に際し実施機関の諮問に応じて審査する情報公開・個人情報保護審査会を共同設置することになりました。

共同設置することにより、より専門性の高い委員を確保することが可能となり、経費節減にもつながることが期待できると思います。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第9 議案第66号 「川南町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を定めるについて」

日程第10 議案第67号 「川南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例等の一部改正等について」

以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本、2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第66号及び議案第67号につきまして、その提案理由を御説明します。

議案第66号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、現行教育長の身分が新制度の下では特別職として扱われることに伴い、新たに条例を制定するものでございます。

議案第67号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、最低賃金の引上げ等の社会情勢の変化に伴う嘱託職員等の報酬改定及び旅費の見直しが主な原因で改正をするものでございます。

以上2議案、詳細につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○総務課長(諸橋 司君) 議案第66号及び第67号につきまして、その補足説明を申し上げます。

議案第66号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、教育長は、一般職として職務に専念する義務の特例の対象から外れることとなりますが、新制度の下での教育長の職責に鑑み、これまでのように勤務時間中及び職務上の注意力の全てを職責遂行のために使う必要があることから、新たに特別職としての本条例を制定するものでございます。

次に議案第67号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正、最低賃金の引上げ等に伴う嘱託員等の報酬の改定及び旅費の見直しが主な原因で改正するものでございます。

改正の主な内容は、教育長の身分が一般職から特別職になることに伴うもの、社会教育指導員、教育支援教室指導員及び嘱託員の報酬月額を一律2,000円増額するもの、県外における車賃の1日当りの金額を政令都市等の地域にかかわらず、1,500円に統一する改正でございます。

この条例は、平成27年4月1日から施行しますが、第2条、第4条及び第7条から第9条までの規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第3項に規定する旧教育長の委員としての任期が満了する日の翌日から施行するものでございます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第11 議案第68号 「川南町男女共同参画社会形成促進条例を定めるについて」

日程第12 議案第69号 「川南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」

以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第68号及び議案第69号につきまして、その提案理由を御説明します。

議案第68号は、一人ひとりの人権が尊重された男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業所等の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とし、男女共同参画社会の実現に寄与するため、本条例を提案するものであります。

次に、議案第69号は、先に提案しました議案第68号川南町男女共同参画社会形成促進条例第21条に規定する審議会委員の報酬を定めるものでございます。

以上2議案、補足説明のある議案につきましては、まちづくり課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 議案第68号につきまして、その補足説明をご説明申し上げます。

この議案は、男女が個人として尊重され、対等な構成員としてあらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することを目的としており、県内では県をはじめ、9市1町2村の自治体が条例を制定し、すでに取り組んでいるところであります。

国の男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)前文では、「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ」と明記されており、これによりまして本町では、条例整備後に男女共同参画社会実現のための具体的な施策を進めるため、基本計画の策定に取組み諸施策の中に反映していきます。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第13 議案第70号 「川南町別館条例を定めるについて」

日程第14 議案第71号 「川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」

日程第15 議案第72号 「川南町公民館条例の一部改正について」

以上、3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本、3議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第70号から議案第72号までにつきまして、その提案理由を御説明します。

議案第70号は、今年度からスタートした自治公民館制度において、現在、自治公民館長が常駐し、地域のコミュニティーの拠点として使用されている公民館の附属施設である別館につきまして、教育課所管から自治公民館関係所管のまちづくり課に管理運営の一元化を図り、地域住民が集う場所として所管を変更するものであります。

なお、名称につきましては、これまで住民の方々が慣れ親しんできた「別館」の名称は継続して使用することとしました。

次に議案第71号は、議案第70号で提案しました「川南町別館条例」によりまして、これまで別表第1(第2条関係)公民館使用料の中にありました別館の使用料関係を削除し、新たに別表第9の16(第2条関係)「川南町別館使用料」として規定するもので、使用料については現行どおりとしています。

議案第72号は、今年度から開始された自治公民館制度に伴い、現在各小学校区に設置されている別館を平成27年4月1日から自治公民館が拠点として利用していただくことを主な目的として、同施設を社会教育法による公民館としての枠組みから外すために条例中の別館に関する条文を削除し、あわせて利用に関する条文を追加するものです。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第16 議案第73号 「川南町次代を担う人づくり基金条例を定めるについて」  
を議題とします。

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第73号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。  
この議案は、次代を担う世代の健全育成及び地域の人材育成並びに住民が主体となり行う活力あるまちづくりを促進するため、これまでの「川南町人づくり交流基金条例」を廃止し、次代を担う世代が本町に愛着を抱き、この町に暮らしたいという気持ちが育つ環境整備を行う条例の制定を行うものであります。

なお、詳細につきましては、まちづくり課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 議案第73号につきまして、その補足説明を御説明申し上げます。

本町人口は、過去5年間において年間平均約100人の人口が減少している状況の中、定住のための雇用、医療、教育の整備は当然のことではありますが、次代を担う世代が国内外の研修を通して、地元をもう一度見つめ直して魅力に気づき、次世代へと伝えるとともに、活力のあるまちづくりを行うものです。

基金は、これまでの人づくり交流基金の基金を引き継ぎ、「次代を担う世代のために寄付したい。」等、用途を指定した寄附金などを基金の受け皿とするものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第17 議案第74号 「川南町保育の必要性の認定に関する条例を定めるについて」

朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第74号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けた町が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付する仕組みとなることから、既存の条例を廃止し、改めて保育の必要性の認定に関する条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、福祉課長に補足説明をさせますのでよろしく御審議のうえ、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○福祉課長(篠原 浩君) 議案第74号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この議案は、平成27年4月よりスタートする子ども・子育て支援新制度において、子ども・子育て支援法第20条第3号を根拠法令として、保育の必要性の事由を条例で定めるとともに、今までの川南町保育の実施に関する条例を廃止するものです。

新制度では、保護者の申請を受けた町が保育の必要性を認定する必要があるため、第

3条の保育の必要性の事由について国の子ども・子育て支援法施行規則に準じる形とし、ひと月の就労時間の下限については、国の基準の48時間から64時間までの間で市町村が定めることとなっていることから、国の基準の下限の48時間とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第18 議案第75号 「川南町行政手続条例の一部改正について」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第75号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、行政手続法の一部改正に伴い、川南町行政手続条例の一部改正をするものでございます。

詳細については、総務課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○総務課長(諸橋 司君) 議案第75号につきまして、その補足説明を申し上げます。

この議案は、行政手続法の一部改正に伴う改正でございます。行政手続法の改正内容は、法律に基づく行政指導を受けた事業者が、行政指導が法律の要件に適合しないと思う場合に、行政に再考を求める申出を法律上の手続きとして位置付けるもの、国民が法律違反をしている事実を発見した場合に、行政に対し適正な権限行使を促すための法律上の手続きを定めるものが主な内容でございます。

この改正に伴う川南町行政手続条例の改正の主な内容は、用字用語の改正、行政指導の中止等の求めの規定及び処分等の求めの規定の追加でございます。

以上で、補足説明を終ります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第19 議案第76号 「川南町国民健康保険条例の一部改正について」

を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第76号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この議案は、国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、関連する川南町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

今回の改正は、出産育児一時金に関するもので、産科医療保障制度の掛け金変更に伴い見直すものです。

詳細については、町民健康課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○町民健康課長(三角 博志君) 議案第76号につきまして、その補足説明を申し上げます。

現行の出産育児一時金は39万円で、産科医療保障制度による加算金3万円と合わせて総



額42万円の支給となっております。

今回の改正では、この産科医療保障制度の掛け金を、平成27年1月から1万4000円引き下げ、出産育児一時金の総額は42万円に据え置くこととされました。

したがって、出産育児一時金は、現行の39万円から4万4000円と改正され、改正後の加算金は1万6000円となり、総額は42万円の支給となります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第20 議案第77号 「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事請負変更契約締結について」

日程第21 議案第78号 「平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修電気設備工事請負変更契約締結について」

以上、2議案を一括議題とします。

朗読は省略します。本2議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第77号及び議案第78号につきまして、その提案理由を御説明します。

この両議案は、平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修建築主体工事及び平成26年度川南町役場本庁舎耐震改修電気設備工事の請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第22 議案第79号 「平成26年度川南町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。朗読は省略します。本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 議案第79号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9870万3000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ76億2476万円とするものでございます。

それでは、その主なものにつきまして、第1表の歳入から順を追って御説明申し上げます。

分担金及び負担金は、4953万円の減額で農林水産業施設災害復旧費分担金5144万4000円の減額、国庫支出金は、1180万7000円の増額で自立支援医療費203万7000円、障害福祉サービス費721万1000円、農地中間管理事業110万円の増額、県支出金は、1億2574万9000円の減額で自立支援医療費101万8000円、障害福祉サービス費360万5000円、まちなか商業再生支援事業112万5000円の増額、農業用施設災害復旧費325万1000円、農地災害復旧費1億2850万円の減額、財産収入は、立木売払収入258万5000円の増額、諸収入は、932万2000円の増額で過年度精算金951万7000円の増額、町債は、4713万8000円の減額で臨時財政対策債3286万2000円の増額、農林水産業施設災害復旧債8000万円を減額しました。

次に歳出について、御説明申し上げます。

総務費は、1980万9000円の増額で、財政調整基金積立金835万5000円、返還金1019万9000円が主なものでございます。

民生費は、2797万9000円の増額で老人ホーム入所措置費扶助費831万5000円、障害福祉サービス費扶助費1390万2000円、自立支援医療費扶助費407万5000円が主なものでございます。

衛生費は、57万7000円の増額で宮崎市夜間急病センター運営費負担金及び宮崎市小児診療所運営費負担金でございます。

農林水産業費は、761万4000円の増額で修繕料300万円、農地中間管理事業補助金110万円、町有林雑木伐採委託料100万円が主なものでございます。

商工費は、285万円の増額で商店街防犯カメラ等設置補助金225万円が主なものでございます。

消防費は、204万円の増額で消防団員退職功労金167万円が主なものでございます。

災害復旧費は、2億5957万2000円の減額で農業用施設災害復旧工事請負費2億6200万円の減額が主なものでございます。

第2表地方債補正は、臨時財政対策債の限度額の変更を行うものでございます。

詳細につきましては、各課長に補足説明をさせますので、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 補足説明があればこれを許します。

○農地課長(新倉 好雄君) 議案第79号農地課関連につきまして、その補足説明を申し上げます。

8ページから9ページをお願いいたします。

歳入になります。11款1項2目災害復旧費分担金、農林水産業施設災害復旧費分担金を、10月に行われた災害査定に伴いまして、5144万4000円減額いたしました。

内訳は、農地災害及び農業用施設災害に係る地元負担金が5164万4000円の減額と、10月の台風19号接近により被害を受けた農業用施設の負担金を20万円計上いたしました。

10から11ページをお願いいたします。

14款2項7目災害復旧費県補助金、農林水産業施設災害復旧費補助金を、10月に行われた災害査定に伴いまして、合わせて1億3175万1000円減額いたしました。

歳出について御説明します。

16から17ページをお願いいたします。

6款1項7目農地費11節需用費、修繕料300万円につきましては、10月に接近した台風18号19号により被害を受けた、所管する農道及び排水路等の農業用施設維持補修15か所を行うための修繕料であります。

20から21ページをお願いいたします。

11款1項1目農業用施設災害復旧費15節工事請負費、2億6200万円の減額につきましては、平成26年9月議会におきまして、6月上旬の集中豪雨により被害を受けた所管する農業用施設災害及び農地災害復旧費として、全体の被害報告額でありました3億400万円を見込み計上させていただきましたが、10月に行われた国の現地災害査定において、事業費が4000万円に決定したため、2億6400万円減額を行い、10月の台風19号接近により新たに被害を受けた農業用施設の災害復旧工事費としまして、200万円を追加計上するものであります。合わせて、2億6200万円の減額になります。

同じく、19節工事負担金239万円につきましては、台風19号接近により被災した主要幹線用水路災害復旧工事の事業主体であります木城町への工事負担金であります。川南原地区の水田用主要幹線用水路は、木城町と川南町両町にまたがっているため、国への災害申請については、施設が属地する町が申請を行い、事業費については受益面積割合に応じて、それぞれ負担するものであります。

以上で、農地課関係の補足説明を終わります。

○福祉課長(篠原 浩君) 議案第79号福祉課関係につきまして、その補足説明を申し上げます。

14から15ページをお願いします。

2款、1項、11目、諸費中、23節償還金利子及び割引料1019万9000円は、障害児施設給付費の国、県の実績確定に伴う返還金の計上です。

3款、1項、3目、老人福祉費20節扶助費831万5000円の増額は、老人ホーム措置入所者数の増加に伴い、今後の不足分を計上するものです。

3款、1項、5目、障害福祉費1966万4000円の増額は、障害福祉サービス、サービス利用計画作成、自立支援医療費、補装具、地域生活支援事業の利用者数の増加に伴い、今後の不足分を計上するものです。

以上で補足説明を終わります。

○産業推進課長(押川 義光君) 議案第79号産業推進課関係につきまして、補足説明を申し上げます。

16から17ページをお願いします。

6款1項7目農地費19節負担金補助及び交付金110万円は、本年度から始まりました農地中間管理事業を活用し、農地の賃貸借を行う農家や地域に対して補助するものです。

18から19ページをお願いします。

2項2目林業振興費13節委託料100万円は、町有林敷地境界を越え民家等に覆いかぶさった竹、雑木の伐採委託(4か所)を行うために計上いたしました。同じく19節負担金補助及び交付金251万4000円中、分収林立木売払金247万5000円は、国との分収契約に基づき分収林の立木売払が行われましたので、細部分林組合に交付するものです。

7款1項2目商工業振興費19節負担金補助及び交付金225万円は、商店街連絡協議会が防

犯カメラ等を8か所設置する事業に対し補助するものです。

同じく3目観光費19節負担金補助及び交付金60万円は、これからピークを迎えるキャンプシーズンに備え計上いたしました。

以上で補足説明を終わります。

○まちづくり課長(永友 尚登君) 議案第79号まちづくり課関係につきまして、その補足説明をご説明申し上げます。

18から19ページをお願いします。

9款1項1目非常備消防費8節報償費167万円は、平成26年3月31日で退職した消防団員19名中、消防団員として10年以上勤務し、消防活動に功労があり他の模範となった者11名に対して、退職功労金を支給するものであります。

以上で、まちづくり課関係の補足説明を終わります。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明並びに補足説明を終わります。

日程第23 同意第2号 「教育委員会委員の任命について」  
を議題とします。朗読は省略します。

本議案について、提案理由の説明を求めます。

○町長(日高 昭彦君) 同意第2号につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

この同意案は、長年にわたり教育委員を務めていただいていた黒木和子氏が平成27年3月27日をもって任期満了となり、委員を退任されますことをうけ、その後任として小嶋久美子氏を任命したく議会の同意を求めるものでございます。

小嶋氏は、川南町鶴戸の本にお住まいで、鳥取大学を卒業と同時に獣医師免許を取得、夫と共にパソベッツこじまを開院され、現在まで日々地域の動物医療にご尽力いただいております。

現在、小学生のお子さんを3人と就学前のお子さんを1人抱えられており、これまでに川南小学校のPTA役員を歴任され、平成23年度からは読み聞かせボランティア「あけぼの会」の会員として川南小学校で読み聞かせに参加するなど、人格、識見ともに優れており、教育委員として適任者でありますので、よろしく御同意いただきますようお願いいたします。

○議長(竹本 修君) 以上で提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。皆さん、お疲れさまでした。

午前9時54分散会